

議案第 55 号

亀山市暴力団排除条例の一部改正について

亀山市暴力団排除条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 8 月 30 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市暴力団排除条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市暴力団排除条例の一部を改正する条例

亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。